

# 和歌山縣報

號 外

大正元年十月二十五日

## ○縣 令

### ○和歌山縣令第九號

災害土木費補助規程左ノ通相定ム

大正元年十月廿五日

和歌山縣知事 川村竹治

### 災害土木費補助規程

第一條 本年七月及九月ノ災害ニ因リテ必要ヲ生シタル土木工事ニテシ縣ヨリ補助スヘキモノハ町村、町村組合、水利組合及町村一部ノ負擔ニ屬スル工事ナルコトヲ要ス但工事ノ既成部分ニ對シテハ補助ノ限ニ在ラス

第二條 災害ニ因リテ必要ヲ生シタル土木工事ニシテ縣ヨリ補助スヘキモノハ被害工事ノ原形ニ復スルヲ以テ目的トス但シ原形ニ復シ難キ場合其ノ他特別ノ理由アル場合ニ於テハ増築、改築又ハ之ニ代ハルヘキ必要ノ施設ヲ爲スコトヲ妨ケス

第三條 左ノ各號ニ該當スル工事ニ付テハ特別ノ理由アル場合ヲ除クノ外縣ヨリ補助ヲ與ヘサルモノトス

一 河川港灣ノ埋塞ニ基因スル工事但シ川成變更ノ場合ヲ除ク

- 二 幅六尺未滿ノ道路及其ノ附屬物ノ工事
  - 三 車馬ノ交通ニ妨ケナキ道路ノ上流レ又ハ崩土堆積ニ基因スル工事
  - 四 投架橋及飛石渡ノ工事
  - 五 直高三尺以下ノ小堤ノ工事
  - 六 溪流ニ於ケル直高六尺以下ノ石垣板柵類ノ工事
  - 七 溜池用惡水路並其ノ附屬物ノ工事
  - 八 砂防工事
  - 九 直ニ破壊スルノ虞ナク又他ニ危害チ及ホスヘキ恐ナキ石張石垣等ノ差狂又ハ缺脱ニ基因スル工事
  - 十 一箇所ノ工費百圓未滿ノ工事
  - 十一 利害關係ノ小ナリト認ムル工事
  - 十二 後年ニ譲リテ害ナシト認ムル工事
- 第四條 災害ニ因リテ必要ヲ生シタル土木工事ニ關シテハ災害ノ當時定リタル所屬ニ依ル
- 第五條 町村、町村組合、水利組合ノ工費(縣ノ檢査ヲ受ケタル工費ヲ謂フ)ニシテ其ノ地租年額十分ノ一ヲ超過スルトキハ縣ハ其ノ超過額ノ十分ノ七ヲ補助スルモノトス
- 町村ノ一部ノ負擔スヘキ工費ハ其ノ町村ノ工費ニ算入ス
- 本條ノ地租額ハ其ノ年一月一日ニ於ケル土地臺帳面記載ノ地價ニ基キ算出シタルモノニ依ル
- 第六條 縣ノ檢査ヲ受ケタル後設計變更又ハ工費精算ノ結果其ノ工費減額シタルトキハ其ノ額ニ對シ十分ノ七ノ割合ヲ以テ補助額ヲ減少スルモノトス

但シ其ノ工費増額シタルトキハ其ノ額ニ對シ補助セス

第七條 町村長又ハ水利組合管理者ニ於テ災害土木費ニ對シ縣ノ補助ヲ受ケムトスルトキハ災害工事ノ設計及圖面ヲ調製シ本年十一月十日迄ニ知事ニ檢査ヲ申請スヘシ

第八條 町村長又ハ水利組合管理者ニ於テ前條檢査ノ結果ニ付通知ヲ受ケタルトキハ補助申請見込額ノ上申ヲ爲シ補助内定額ノ通知ヲ受クヘシ

町村長水利組合管理者ハ前項ノ通知ニ依リ豫算ヲ調製シ町村會又ハ組合會ノ決議ヲ經テ縣費補助ノ申請ヲ爲スヘシ

第九條 縣ノ補助ヲ受ケタル災害土木費ニ關スル會計ノ事務ハ町村、町村組合又ハ水利組合ニ於テ普通會計事務ト分別シテ之ヲ整理スヘシ

第十條 町村長又ハ水利組合管理者ハ檢査ヲ受ケタル災害工事ノ實施ニ際シ必要ト認ムルトキハ知事ノ認可ヲ得テ之カ設計ノ變更ヲ爲スコトヲ得

第十一條 町村、町村組合又ハ水利組合ニ於テ縣ノ補助ヲ受ケタル災害工事ヲ完了シタルトキハ設計書ノ様式ニ準シ調製シタル精算帳ヲ添へ竣成檢査ヲ要求スヘシ

和歌山縣報號外 大正元年十月二十五日

第三種郵便物認可

四

大正元年十月二十五日印刷  
大正元年十月二十五日發行  
每月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日發行

和歌山縣知事官房

印刷所 和歌山市北休買町六番地 宗七  
活版所 和歌山市北休買町六番地 宗七